公益財団法人不動産流通推進センター常勤役員退職金規程

制定(平成15年1月1日規程第21号)

改正(平成17年1月1日)

改正(平成24年4月1日)

改正(平成27年4月1日)

(総 則)

第1条 公益財団法人不動産流通推進センターの常勤の役員(以下「役員」という。)に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給対象)

- 第2条 退職金は、役員が退職し、又は解任されたときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に支給する。
- 2 役員が職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為により解任 されたときは、前項の規定にかかわらず、当該役員には、退職金を支給しな い。

(退職金の額)

- 第3条 退職金の額は、在職期間1月につき、役員が退職し、解任され又は死亡した日におけるその者の別に定める報酬基本月額に100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。
- 2 前項の規定による退職金の額は、理事長の承認を得て、その者の在職中の 職務実績、又は死亡するに至った事由等に応じ、これを増額し、又は減額す ることができる。

(在職期間の計算)

第4条 在職期間の月数の計算については、役員の任命の日から起算して暦に したがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。) を生じたときは、1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に 任命されたときは、その者の退職金の支給については、引き続き在職したも のとみなす。

(退職金の支給方法)

- 第6条 退職金は、法令に基づきその役員の退職金から控除すべき額を控除し、 その残額を通貨で支給するものとする。ただし、本人又は遺族が希望する場合には、本人又は遺族が指定する預金口座に振り込むものとする。
- 2 退職金は、支給事由の発生した日から1箇月以内に支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

- 第7条 第2条第1項に規定する遺族の範囲は、次の各号に掲げる者とする。
 - 一 配偶者(婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様 の事情にあった者を含む。)
 - 二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者
 - 三 前号に掲げる者のほか、役員の死亡当時主としてその収入によって生計 を維持していた親族
 - 四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、第二号に該当しないもの
- 2 前項に掲げる者が退職金を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第 二号又は第四号に掲げる者のうちにあっては、当該各号に掲げる順位による。 この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後にし、祖父 母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父 母を先にし、父母の実父母を後にする。
- 3 退職金の支給を受けるべき同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(起訴中に退職した場合等の退職金の取扱い)

第8条 役員が在職中の行為に係る刑事事件に関して、起訴(当該起訴に係る 犯罪について禁固以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和 23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)され、 その判決の確定前に退職したときは、退職金は支給しない。ただし、判決の 確定によって禁固以上の刑に処せられなかったときは、この限りではない。

(退職金の支給の一時差止め)

第9条 理事長は、退職した役員に対し、まだ退職金の額が支払われていない場合において、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事実若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者

に対し退職金を支給することが退職金に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重要な支障を生じると認めるときは、退職金の支給を一時差し止めることができる。

- 2 理事長は、前項の規定による退職金の支給を差し止める処分(以下「一時 差止め処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場 合には、速やかに当該一時差止め処分を取り消さなければならない。ただし、 第三号に該当する場合において、一時差止め処分を受けた者が、その者の在 職期間中の行為に係る刑事事件に関し、現に逮捕されているときその他これ を取り消すことが一時差止め処分の目的に明らかに反すると認めるときは、 この限りではない。
 - 一 一時差止め処分を受けた者が、当該一時差止め処分の理由となった行為 に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑に処せられなかった場合
 - 二 一時差止め処分を受けた者が、当該一時差止め処分の理由となった行為 に係る刑事事件に関し、公訴を提起しない処分があった場合
 - 三 一時差止め処分を受けた者が、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止め処分に係るその者の退職の日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が一時差止め処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、退職金の支給を差し止める必要がなくなったと認めて当該一時差止め処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止め処分を行う場合は、当該一時差止め処分を受けるべき者に対し、当該一時差止めの際、退職金一時差止め処分事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(退職金の返納)

第10条 退職した者に対して退職金を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられたときは、理事長は、その支給をした退職金の全部又は一部を返納させることができる。

(端数の処理)

第11条 この規程による退職金の計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

(実施細則)

第12条 退職金の支給手続その他この規程の実施に必要な事項については、

別に定める。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年1月1日から適用する。
- 2 平成17年1月1日(以下「適用日」という。)の前日に現に在職する役員が、適用日以降引き続き在職した後に退職し又は死亡した場合の適用日の前日までの退職金の額は、第3条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則

改正後の規程は、平成24年4月1日から適用する。

附則

改正後の規程は、平成27年4月1日から施行する。